

平成 30 年度小田原市市民ホール整備推進委員会  
第 3 回会議 議事録

日時：平成 31 年 2 月 19 日（火） 11:30～12:30

場所：おだわら市民交流センターUMECO 会議室 2

出席者

[委員]

	氏名	分野	所属等
委員長	佐藤 滋	都市計画	早稲田大学 研究院教授
副委員長	市来 邦比古	劇場・舞台設備	(社) 日本舞台音響家協会 副理事長
委員	大石 時雄	劇場管理・運営	いわき芸術文化交流館アリオス 館長
委員	梶 奈生子	音楽事業	東京文化会館 事業企画課長
委員	桑谷 哲男	劇場技術・運営	座・高円寺 顧問
委員	白井 英治	舞台芸術	東邦音楽大学特任教授
委員	鈴木 伸幸	地域情報発信	FM 小田原株式会社 社長
委員	関口 秀夫	市民文化活動	小田原市文化連盟 会長
委員	外郎 藤右衛門	地域経済・観光	(一社) 小田原市観光協会 副会長

[コーディネーター]

	氏名	分野	所属等
コーディネーター	小野田 泰明	都市・建築学	東北大学大学院 教授

[事務局]

所属	役職	氏名
文化部	副部長	石川 幸彦
文化部文化政策課	課長	大木 勝雄
文化部文化政策課	副課長	中津川 博之
文化部文化政策課	市民ホール整備係長	大木 健一
文化部文化政策課	市民ホール整備係・主査	渡邊 史朗
文化部文化政策課	市民ホール整備係・主査	鶴井 雅也
文化部文化政策課	芸術文化創造係長	湯川 裕司
文化部文化政策課	芸術文化創造係長	鈴木 恵美子
文化部文化政策課	芸術文化創造担当監	諸星 正美
文化部文化政策課	芸術文化活動専門員	間瀬 勝一

業者名	分野	氏名
明豊ファシリティワークス株式会社	コンストラクションマネジメント業務	遠藤・和田
鹿島建設・環境デザイン研究所 共同企業体	設計・施工業務	(株)環境デザイン研究所 (斉藤・久住・王) 鹿島建設(株) (松岡・堀住・坊上)

[傍聴者] 議題（１）なし、議題（２）非公開

## 1. 開会

### 【文化政策課長】

皆さまこんにちは。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、平成30年度小田原市市民ホール整備推進委員会第3回会議を開催いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます文化政策課長の大本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、昨年11月15日付で地域経済・観光分野で委員にご就任いただきました、株式会社ういろう代表取締役の外郎藤右衛門委員をご紹介申し上げます。

### 【外郎委員】

こんにちは。外郎藤右衛門と申します。会社は500年小田原の歴史と文化とともに菓とお菓子と造り続けてまいりました。今回、委員に就任させていただきました。浅学者ですがどうぞよろしくお願いいたします。

### 【委員全員】

よろしく申し上げます。

### 【文化政策課長】

ありがとうございました。それでは、「次第1 開会」にあたりまして、文化部副部長の石川よりご挨拶申し上げます。

《冒頭あいさつ》

### 【文化部副部長】

こんにちは。整備推進委員の皆様及び、事業者の皆様には、日頃より市民ホールの整備をはじめ、本市の文化行政の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市民ホール整備については、おかげ様をもちまして1月にホールの実施設計が完成し、去る2月8日に第Ⅱ期事業の仮契約を締結させていただきました。

本日から市議会の3月定例会が開会しており市民ホールの契約が議案として提出されております。おそらく今頃その質疑が行われている頃だと思われまます。その関係で文化部長をはじめ、担当職員も議会対応と本委員会とを手分けをして参加している状況となりますのでご了解をいただきたいと思います。予定では28日に議会承認を頂けるものと思っております。これまで基本設計完成から8ヶ月の間、関係者の皆様には、調整に大変なご苦勞があったことと思っておりますが、ようやくここまでこぎつけました。小田原市としてこれまでのご協

力とご尽力に深く感謝する次第でございます。

今後は、設置条例の制定やホールを利用しての事業の検討に力点が置かれる事となります。末永く市民に愛されるホールとなるため、引き続きお力添えを頂きたいと考えております。

この整備推進委員会は、今回の第3回をもって今年度最後となります。繰り返しになりますが、これまでの設計完了及び管理運営の検討に係るご協力に改めて感謝申し上げますと共に、今後も、市民ホールの開館に向けて、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。

**【文化政策課長】**

それでは次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料につきましては、お手元の配布資料一覧のとおりとなっております。資料につきましては、次第・資料1～4。別添資料といたしまして実施設計の図面等が本日の配付資料でございます。

よろしいでしょうか。それではここからの進行は佐藤委員長にお願いします。

《議事》

**【佐藤委員長】**

はい。それではよろしく願いいたします。

まず、本日の議題に入る前に、この会議の公開、非公開について、事務局から説明をお願いします。

**【文化政策課長】**

はい。それでは資料1会議の公開について、をご覧ください。第1回整備推進委員会において、建設に係る会議の内容については非公開とする旨ご審議いただいておりますので、本日の議題のうち（1）市民ホール管理運営については公開とさせていただきますが、（2）市民ホール整備については非公開とさせていただきます。

説明は以上となります。

**【佐藤委員長】**

はい、よろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【佐藤委員長】**

それでは議題の（1）市民ホール管理運営について公開とし、始めたいと思います。

前回の管理運営専門分科会の報告について事務局から説明をお願いいたします。この間大変精力的に議論をいただいていると伺っています。よろしくお願いいたします。

#### 【文化政策課長】

資料2-1「市民ホール管理運営について」をご覧ください。

市民ホールの管理運営専門分科会につきましては、資料にございます昨年の11月15日の他にこの会議の前にも分科会を開催させていただきました。まずこちらの資料2-1につきましては平成30年11月15日に開催をいたしました分科会の内容でございます。

第2回管理運営専門分科会は、11月15日に大石分科会長ほか3名の委員にご出席をいただき、市民ホールの利用料金、減免ほかの議題について、公開形式で開催いたしました。傍聴者は3名でございました。

協議の内容といたしましては、4(1)「第1回会議の概要について」で、第1回会議の結果を報告し、承認をいただいた後、(2)「利用料金、減免について」では、小田原市の受益者負担の考え方に基づく試算、及び近隣施設の利用料金との比較に基づく試算、並びに小田原市民会館での減免状況を参考に市民ホールの利用料金、減免の考え方について協議をいただきました。

資料2-2「利用料金、減免について」をご覧ください。こちらの資料は協議の前提として参考資料として提出させていただいた資料となります。

利用料金、減免については、平成25年度に策定した芸術文化創造センター管理運営実施計画を元に、市民ホール管理運営実施計画を策定いたしましたため、そちらに記載をされている内容についてまず確認をいただきました。また、前計画（芸術文化創造センター）の際にも平成26年度に当時の管理運営専門分科会で利用料金、減免等について議論がなされていましてので記載をさせていただきました。そのようなことを前提に議論をいただきました。

2ページをご覧いただきたいと思います。「3利用料金（平日・全日利用）の現時点での試算」で、まず、小田原市の第2次行政改革実行計画での受益者負担の考え方に基づく試算をおこないました。記載がありますとおり、人件費・物件費の管理運営費の50%を使用料で賄うことが理想であるということの基本にしておりますので、その考え方に基づきまして、11月15日の時点では実施設計が確定をしておりませんでしたので、全国の劇場・ホールの平均維持管理費を参考に単試算を行いました。試算結果は記載のとおりで、大ホールですと平日1日借りた場合22万円程度の利用料金が発生すると試算いたしました。

また別の視点で試算を行いますと、(2)の近隣施設の利用料金との比較に基づく試算ですと、近隣5施設の利用料金の平均値を参考とした試算を行い、その結果、大ホールでは同じく平日の1日利用で13万円程度の利用料金となるとの試算となりました。

なお、現在の市民会館の使用料は大ホールの平日利用で1日6万5千円でございます。次に、「4 減免の考え方」でございますが、資料2-3「市民会館の減免状況等について

て」をご覧ください。現在の市民会館の減免状況を参考に示させていただきました。

「1 小田原市民会館条例、同規則での減免規定」にございますとおり、市民会館では、市の主催行事や学校、幼稚園の文化行事は免除とするなど、条例、施行規則で減免の規定を設けております。条例、または規則で定めるとおり1～6号までの減免規定がございます。現在の状況については、「2 小田原市民会館の減免状況」のとおり、平成29年度におきましては使用料の収入が2,000万円程度ございますが、ほぼ同額の減免を行っている状況です。本来の収入は4,000万円程度収入があるところを半分程度は減免を行っている状況です。その内訳としては「(2) 減免事由別件数」に示すとおり、市の主催事業(1号)が6割程度を占め、次いで市内の文化団体及び福祉活動を行う団体(5号)で市が財政援助を行っている者がその事業・行事等で利用する場合。約2分の1の減免となりますがこうしたところを減免することにより現在のような状況になっております。

恐れ入りますが、資料2-1にお戻りください。

以上の資料を基に協議を行い、「(2) 利用料金、減免について」の「【主な意見等】」に示したとおり、各委員から御意見をいただきました。また、そのまとめは、資料の末尾に示させていただきました。

まとめといたしましては、利用料金については、「極端に安いというものは好ましくないが、市民が比較的に利用しやすい金額設定とすることが必要である。①土日・平日の料金差を設定することが望ましい、特に多くの市民利用が想定されるスタジオやギャラリーは市民の負担にならない料金設定の検討が望ましい、②有料・無料公演の料金差の設定が望ましい、③入場料金の多寡の料金差設定が望ましい、④リハーサル日・本番日の料金差について設定することが望ましく、営利・非営利団体の料金差については、その判断基準を引き続き検討すること。」また、減免については、「行政利用、個別団体利用、学校、福祉利用に対しての委員意見を基本としながら、今後、庁内調整や検討を行う。」という内容で議論いただきました。こちらが平成30年11月15日の分科会の内容のご報告となります。

以上の協議結果を踏まえまして、具体的な料金設定及び減免規定について、今後、庁内の作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、資料はございませんが、本会議の前に第3回管理運営専門分科会が行われました。改めて会議録についてご報告をさせていただきますが、その中で2点程、整備推進委員会にご報告・了解いただきたい内容がございますので説明をさせていただきます。市民ホールの備品について、でございます。多くは平成33年度、市民ホール竣工後に搬入をおこなうこととなりますが、その備品の中でも緞帳とピアノについては製作期間等に時間を要することとなるため、先に調達の準備をおこないたいと思っております。先ほどの会議では調達方法等について協議をいただきました。その結果についてご報告をさせていただきます。

緞帳につきましては、市の考えとして、大ホールの舞台に緞帳1張を設置し、その選定方法については、来年度、整備推進委員会に審査、選定について諮問させていただき、契約金額の上限を設定した上で、デザイン、製作及び管理、運送、設置までの体制等を審査項目と

した「公募型プロポーザル方式」により業者選定を行いたいことを事務局からお示しし、分科会の委員の皆様から、ご了解をいただきました。

また、ピアノにつきましては、市の考えとして、市民会館の既存ピアノと新規購入のピアノを併せて活用し、新規のピアノの選定方法については、市内の音楽関係者などからご意見を伺いながら、新規購入するピアノのメーカーや規格、選定ピアニストの選出などのアドバイスをいただきながら、市が選定することをお示しし、委員の皆様からご了解をいただきました。以上の2点につきまして本日の管理運営専門分科会の決定事項としご報告させていただきます整備推進委員会につきましてもご了解をいただきたいと思います。

**【佐藤委員長】**

ありがとうございました。それでは、管理運営専門分科会会長の大石委員からございましたらお願いします。

**【大石副委員長】**

管理運営専門分科会につきましてご報告をさせていただきます。事務局からの説明がありましたとおり、現時点で設置条例の中身、条例案を詰めて検討をさせていただいている状況でございます。来年度の後半の議会、11～12月ないし以降2～3月の定例会議で諮るべく設置条例案の検討をおこなっている状況でございます。基本方針として単純に市民会館が新しくなるということだけではなく、運用面（ソフト）としても設計（ハード）におきましても今より利用がしやすくなることを示せるように議論しております。

**【佐藤委員長】**

ありがとうございました。それでは説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

**【桑谷委員】**

減免措置について伺いたいと思います。その前に指定管理者が直営、財団法人、民間などなのか、指定管理者はどのような形態を取るのか。決まっているのでしょうか。例えば、直営なのかも議論しても良いのでしょうか。

**【文化政策課長】**

市民ホールの管理運営方式は、平成26年度の芸術文化創造センターの際の議論になりますが、当面は直営とすることで庁内の政策会議で決定しています。市民ホールについてもその考え方を踏襲していく流れで考えています。こちらについては前回の12月の定例会議で質問があり、その旨ご報告をさせていただきました。ただ当面5年間としての決定ではありましたが、5年という期間にかかわらず市民ホールの運営がある一定の所になった時

に改めて指定管理を含めて適切な管理運営方法について検討を行っていくと整理されています。

**【桑谷委員】**

失念したのか、会議にたまたま出席出来なかったのか大変失礼しました。直営や財団の場合は財政逼迫と言う事では影響はそこまでないとは思われるが、民間やNPOが指定管理者となり減免制度が活発に利用された場合、利用料金収入が減額となり、指定管理者の意欲や経営に影響がでます。指定管理者が民間やNPOなった場合も想定して減免制度を考えるべきだと思います。

**【文化政策課長】**

基本的には、資料2-3に記載がありますとおり、1号、2号について市が主催事業となります。特に市の主催事業（1号）が、現在文化政策課で行っている自主事業や、共催で行っている市民文化祭が含まれ、減免割合の大きい内容になっています。

**【桑谷委員】**

文化政策課ではなく、他の課の企画でも、減免措置が取られるということですか。

**【文化政策課長】**

市が主催であれば全額免除となります。

**【桑谷委員】**

その際に、減免対象の審査については、どこで検討をされているのですか。

**【文化政策課芸術文化創造係長】**

現在の取り扱いとしましては、内容や申請者・主催者名を見て判断することとなります。

**【桑谷委員】**

その際に基準などが無く、各部署の担当者の判断で減免となると、市民の間でも問題になるのではないかと。月ごとや週ごとで、現在どのような事業でどの程度の減免措置が取られているかなどのデータはございますか。

**【文化政策課芸術文化創造係長】**

市民会館の減免状況の資料は手元にありませんが、データとしてはお示しできます。

**【桑谷委員】**

更に、減免の対象者は、利用申し込みの予約も優先されると思いますが、一般市民の利用の場合、特に土日などの利用については、施設の予約が取りにくい状況になりませんか。

**【文化政策課芸術文化創造係長】**

減免の状況を見るとかなりの件数ではあるので、市民利用に影響がある可能性はあります。

**【桑谷委員】**

市の利用だけでなく、劇場側の主催事業でも先行予約することになりますと、一般の市民は希望日が更に取りにくくなります。もう少し減免制度については詰める必要があるように思います。

**【佐藤委員長】**

ありがとうございます。

将来、指定管理者にする時にも減免制度は適用されるのですか。もしくはその時の契約で市が減免分について持つとかそのようなことになるのでしょうか。前提はございますか。

**【文化政策課長】**

管理運営専門分科会の中でも条例案の骨子のようなものを出させていただきまして議論をいただきましたが、素案の中では指定管理もできる規定にしておりますので、基本的には指定管理も視野に入れた条例となっております。こちらで策定した条例については指定管理になった場合でも適用ができるように考えています。

減免については非常に難しい問題のため、これから議論を進めていくところではあります。いま桑谷委員が言われたように、行政があまりに乱発して利用した場合、指定管理になった際に厳しい状況となってしまうかと思われ。中には行政が使う場合でも、行政の各諸管が予算措置してちゃんと料金を支払うというところもあるため、そういったところも視野に入れながら減免や料金設定について調整をおこなう予定です。

**【市来委員】**

直営にした時に減免されない場合の収入の記録をとっておいていただけるといいのではないのでしょうか。実際はどのくらいの収入があったかなど記録をしておかないと5年経つてしまうと破棄されてしまうので、前例ありきとなってしまうと、どのような経済状況だったか不明確な状態で続いて行ってしまうと怖いと思う。

できれば稼働した際に、第三者的立場でチェックができるといいのかと思います。



**【佐藤委員長】**

ありがとうございます。経営の記録をきちんと残しておいて、後々それを元にして次の計画をつくられるように、ぜひよろしく願いいたします。

**【桑谷委員】**

民間や財団・NPOなどが指定管理になった場合でもスムーズに移行出来るように条例・規則を考えているということによろしいでしょうか。

**【文化政策課長】**

仮に指定管理に移行した場合にどのような指定管理になるのかについては検討状況ではありませんが、ある程度その辺の運用ができるような条例に作っていきたいと思っております。

**【佐藤委員長】**

いかがでしょうか、他にございますか。利用する側からのご意見はございますか。

緞帳については、この委員会で審査をおこなうのですか。緞帳はイメージを決定するにも重要かと思いますが公募をおこなうということですね。何か理由があるようでしたらご説明をいただけますでしょうか。

**【文化政策課長】**

緞帳の調達スケジュールを説明につきましては、市民ホール竣工時、平成33年3月に大ホールに設置を行うこととなります。今のところ調整の中では1年以上作成に要することが想定されています。今年の10月辺りに業者決定をしていきたいと考えております。プロポーザルの審査期間もございますので、公募開始を今年の7月頃と考えておりますのでこの期間で、整備推進委員会で決定して頂きたいと思っております。

公募につきましては、今回、緞帳のデザインだけではなくて制作、搬入、設置までを一体で行える事業者のプロポーザルを考えております。複数の事業者がありますことから今回、市の支出と言うことで公平に公募をおこなうプロポーザルが適当ではないかと考えます。

**【佐藤委員長】**

いかがでしょうか。本体も公募型プロポーザルで議論を重ね決定をしていったので、緞帳についても非常に重要なものかと思われますので、ただ公募で出てきたものを選ぶだけではなく慎重に議論をしていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**【文化政策課長】**

補足として、公募の前に公募要領を作成いたします。その前に委員の皆様にお集まりいた

だきご意見をいただいた上で公募要領をまとめることとなります。

【佐藤委員長】

何かご意見はございますか。

【関口委員】

先ほど、管理運営専門分科会でも意見をお話しさせていただきましたが、緞帳についてはホールの象徴ですので、慎重に協議をしながら決定をする必要があると思います。

【佐藤委員長】

はい、ありがとうございます。他にご意見はございますか。

【桑谷委員】

設置条例案を検討中とのことですが、他の県や市町村などと比較して新しい公立劇場の運営を目指す、何か特徴的な条例案を考えていますか。

【文化政策課長】

基本的には現在の市民会館の作りと同じとなっています。が、分科会でも議論をいただきましたが設置目的に、単純な貸館と言う事だけではなく社会福祉や文化事業としての目的を加えています。

【桑谷委員】

例えば収益や稼働率あげるために、民間劇場のように劇団や制作会社などに長期で貸し出しするような事も考えられているのでしょうか。

【文化政策課長】

そこまでの話は出てきていないのが正直なところではありますが、そういった申し出があった際には運用で対応ができるように考えていくことになるかと思います。

【桑谷委員】

それから、よくやられているネーミングライツについては意見が出たりしているのですか。

【文化政策課長】

分科会の中でも議論をいただいていない内容にはなりますが、市の内部ではネーミングライツについては今回おこなわない方向で考えています。

**【佐藤委員長】**

つづいて、開館までのスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

**【文化政策課長】**

それでは、資料3をご覧ください。市民ホール開館までのスケジュールについて示させていただきます。副部長からの挨拶にもありましたとおり工事・施工の契約が進みまして今後の議論は管理運営となってまいります。そうした中で市民ホールの開館時期と付随して現在の市民会館をいつまで開けているのかが今後議論となってまいります。市といたしましても近くこうしたところを公表していく場面もあろうかと思えますし、3月の定例会議でも議論される可能性がございますので、考え方についてご説明してご意見をいただき、市としても利用時期について決定ができればと考えています。

資料を見ていただき、市民ホール竣工を起点として、その前後に要する作業内容を示させていただきます。市民会館の閉館日は、平成33年1月から3月、市民ホールの開館日については、市民ホールの整備が終わる平成33年3月のおよそ半年後の平成33年9月から10月頃が望ましいと考えております。

竣工後の5か月程度の所が示されていますが、市民会館から平台、舞台照明装置等の舞台備品の搬入の他、机や椅子等の一般備品の搬入、新しい事務所の開設準備、舞台機構や舞台備品の操作訓練や作動テスト、避難訓練やスタッフの業務習熟などに一定の期間を要すると考えておりますので市民ホールの開館はその後の時期が適当ではないかと考えております。

また、竣工前をご覧ください。市民ホールへ平台等の舞台備品等を搬出する準備や、現在市民会館で使用している既存のピアノなど多くをオーバーホールをしたうえで市民ホールへ搬入することを想定しておりますので市民ホール竣工前3か月程度はその準備に当たる必要があるということで市民会館をこの時期に閉館する必要があると考えております。委員の皆様には、市民会館の閉館時期や市民ホールの竣工からオープンまでの期間の妥当性についてご意見を頂ければと思っております。

**【市来委員】**

貸館のスタートはいつになりますか。

**【文化政策課長】**

はい。具体的に言いますと市民ホール竣工は平成33年3月31日ですから、こちらからプラス5か月、6か月となりますと大体9月くらいに開館なるかと思われま。開館後はオープニング事業という形で市主催の事業がメインになってくるかと思えます。こちらについては、この前に開催をされました管理運営専門分科会においてもお話がありましたけれども、オープニング事業が数ヶ月に渡って開催をされている時期に一般への貸し出しが一

切ないという形になり、市民会館も竣工3か月前に閉めるとすると、1年近く閉館をしてしまい、1,000名規模のホールが無い状況になりますので、今後議論を深めながら考えていくということで分科会では整理がされました。

#### 【市来委員】

これまでの市民会館とは規模や設備が違っているので、市主催の事業は訓練に当たる要素が高いように考えられます。貸館になった際は責任が大きくなりますので、主催が市であることでカバーすることができる部分があります。1年近く利用ができないがトラブル回避のためにも6か月程度このような状況があるのは仕方がないと考えます。これまで利用されていた方たちが市と提携や共催という形で、一部市が責任をもつという利用をされると良いかと思われまます。

この資料を見ると、いきなり貸館をスタートするようには見えなかったのでいかがなのでしょう。

#### 【大石副委員長】

管理運営専門分科会では、竣工後、備品設備を導入しそれが完了した時点で、テクニカルスタッフで動作確認をおこなったのち、オープン（開館記念式典）をする。その後、数ヶ月間開館のオープニング記念事業（市主催）を追加をし、市民の催し物をいくつかおこなうこととなります。現在の市民会館が閉じてから市民ホールがオープンして使えるようになるまで1年ほどあるため「今年度は使えないね」というところが出てきてしまうとよろしくないため、いくつか公募で開催をして利用してみて、市来委員がおっしゃっているように見えてくる部分も出てこようかと思えますので、その部分についてテクニカルスタッフが修正をおこなえる時間を取りつつ、いくつか最初は市の主催の間に市民の利用を入れながら調整する期間を数か月間とった上で貸館としてのスタートすることになる、と分科会では検討している状況となります。

#### 【市来委員】

そこがわかるような表記にしていただけると良いかと思います。

#### 【大石副委員長】

いまの市民会館からの備品・ピアノの移行などのオーバーホールの時間を取る必要がありますので、事務局や管理運営専門分科会では市民会館が閉館するタイミングはこのタイミングを検討しているところです。事務局の意向はあるようですが決定をしているわけではない状態で、今後微調整をおこなったうえで、細かな日程が決定してくるのでその後、スケジュールが提示できるかと思います。

**【佐藤委員長】**

ありがとうございます。バッファとなる期間が必要であるということですね。

**【桑谷委員】**

市としてスケジュールの検討をしているが、それと同時に指定管理者の立場でも検討をしているということでしょうか。市側だけでスケジュールの検討をしてしまうと、自主事業の契約などは指定管理者として2・3年前から先行して作業を進める必要があります。市は指定管理者側の意見と齟齬がないようにするためには、早い段階から意見調整をする必要があります。出来るだけ早く準備室の立ち上げを検討して頂ければと思います。

**【市来委員】**

実際に運営する立場と、市が運営を委託する立場とで同じ部署の中でも考え方が異なってくるため、運營業務立場の部署をはっきりとさせて独立をさせて経営についても考える必要があるのではないかと。

広報なども含めて、市の文化政策課でやるのではなく、担当部署に独立性を持たせる必要があるかと思われます。

**【佐藤委員長】**

はい、事務局からはなにかございますでしょうか。

**【文化政策課長】**

基本、最初は直営ですので、直営の組織体制を考えているところです。市の内部の組織のことになりますのではっきりとしたことは言えませんが、ある時期には文化政策課ではない独立した組織を立ち上げていきたいと考えています。直営という形であれば、職員や専門的なスタッフも入っていただきその体制を整える必要があります。

指定管理の視点と言う事であれば、管理運営専門分科会やアドバイザーの方の意見を伺いながら検討を進めることとなります。

**【桑谷委員】**

市側が想定する雇用人数と、指定管理者側が想定する人数の擦り合わせをどうするか。オープン以後の事業契約は数年前に終えていなければなりません、そのためにも早い段階で事業、企画、広報などの優秀なスタッフを雇用しなければなりません。

市側が決めた運営案などを指定管理者が引き継ぐと言うのは、独自性や自立が損なわれるのではないかと危惧しています。また、直営でも運営組織については早い段階で決定されていることが望ましいので、出来るだけ早く準備室としての形を整えていただきたいと思っています。

**【佐藤委員】**

はい。ありがとうございました。貴重なご意見だと思いますので、事務局にて十分に検討をいただければと思います。時間も無くなりつつありますので、事務局でまとめてください。

(所用により、外郎委員退席)

**【佐藤委員長】**

では次の議題に進みます。(2) 市民ホール整備について、まず、工事施工契約についてご説明をお願いします。続けて今後の整備スケジュールについてご説明がありますので、質問はその後にお受けします。